

所得税・町県民税の申告が始まります

光税務署での 所得税および復興特別所得税の申告について

☎光税務署 ☎0833-71-0166

■令和4年分の確定申告について

本年は新型コロナウイルス感染症対策の一環として、1月30日(月)～3月15日(水)まで相談を受付けています。

確定申告会場では、今後自宅などから確定申告書が作成できるよう、ご自身のスマートフォンからのe-Tax申告を勧めています。ご理解とご協力をお願いします。

確定申告会場内の混雑緩和措置として、昨年同様、光税務署の申告会場への入場は時間枠が指定された『入場整理券』が必要となります。

※『入場整理券』は光税務署で当日配付をしますが、枚数に限りがあり、後日の来場をお願いする場合があります。『入場整理券』は、LINEを通じたオンライン事前発行も可能です。右のQRコードからアクセスしLINEアプリで国税庁LINE公式アカウントを友だち追加してください。

なお、新型コロナウイルス感染予防のため、会場において検温を実施しており、37.5度以上の発熱が認められる場合などには入場をお断りさせていただきます。入場する人は、マスクの着用、会場入口などでの消毒にご協力をお願いします。新型コロナウイルスの感染リスク軽減のため、できる限りご自宅からのスマートフォン・パソコンでのe-Tax申告をぜひご利用ください。国税庁ホームページの確定申告特集ページは、右のQRコードからアクセスできます。

■国税のキャッシュレス納付のご案内

国税の納付は、金融機関や税務署などの窓口に行く必要がない、非対面の『キャッシュレス納付(ダイレクト納付、振替納税、インターネットバンキングなど、クレジットカード納付、スマホアプリ納付)』が大変便利です。

振替納税は、振替納税の申し込みをすることで、毎年の確定申告などに係る国税を口座引落としにより納付する方法です。クレジットカード納付およびスマホアプリ納付は、事前手続きは不要です。

詳細は、e-Tax ホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp>) や国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) をご覧ください。

国税庁ホームページ



LINEアカウント



e-TAXのホームページ



たぶせPRキャラクター「たぶちゃん」

町県民税の申告について

☎税務課 課税係 ☎52-5804

◇申告が必要な人

令和5年1月1日現在、本町に在住する人で下記に該当する人

- ・年末調整済の給与所得以外の収入(農業・営業・不動産所得、個人年金などの雑所得など)があった人
※年末調整済給与以外の所得の合計が20万円を超える場合は、所得税の確定申告が必要です。20万円以下の場合は、確定申告は必要ありませんが、町県民税の申告が必要です。
- ・収入が公的年金、恩給(遺族年金を除く)のみで、年金の源泉徴収票に記載されたもの以外の控除を受けられる人
- ・病気や失業、学生などで、収入がなかった人
※国民健康保険または後期高齢者医療保険の加入者は、保険税(料)の算定に必要となりますので、収入がない人でも必ず申告してください。
※所得税の確定申告をした人は、原則として、町県民税の申告は不要です。

申告期間 2月16日(木)～3月15日(水)
受付時間 9:00～11:30 / 13:00～16:00

◇町で受け付けできない確定申告

町では所得税の確定申告も受け付けますが、次の申告の場合は光税務署で確定申告するか、e-Tax 申告の利用をお願いします。

- ・土地や建物、株式の譲渡所得の確定申告
- ・先物取引、暗号資産（仮想通貨）の確定申告
- ・雑損控除、住宅借入金等特別控除などの住宅に関する特別控除（初回分）の確定申告
- ・青色申告（計算書の書き方について相談する場合も含む）
- ・準確定申告（亡くなられた人に係る確定申告）、令和3年分以前の確定申告

◇申告に必要なもの

- ・申告書（申告書が届いた人）
- ・本人確認書類（マイナンバーの番号確認と本人確認ができるもの）またはその写し
- ・金融機関の口座番号の分かるもの（所得税および復興特別所得税の還付を受ける場合）
- ・収入金額に関する書類（収入金額が分かる、以下の書類が必要）

収入の内容	必要な書類など
給与、公的年金の収入	源泉徴収票
公的年金以外の年金（個人年金）の収入	生命保険会社や損害保険会社の『支払額に関する通知』など
事業（農業・営業）または不動産による収入	収支内訳書（ 計算・記載済みのもの ）

- ・控除に関する書類（控除を受ける場合、以下の書類が必要）

受ける控除	必要な書類など
社会保険料控除	国民健康保険税、健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金の支払（控除）証明書や領収書
生命保険料・地震保険料控除	控除証明書
障害者控除	各種障害者手帳などの証明書類 ※要介護認定高齢者（65歳以上）に係る障害者控除の適用を受けようとする場合には、健康保険課が発行する『障害者控除対象者認定書』
医療費控除	『 医療費控除の明細書 』（ 計算・記載済みのもの ）、医療費通知 ※医療費控除を取る場合は明細書の作成が必要です。医療費の領収書（原本）を提出する方法により医療費控除を取ることはできませんのでご注意ください。

◇申告会場など

下表の日程を参照の上、ご自分の自治会の申告相談日時・会場にお越しくください。なお、都合のつかない人は、2月16日(木)から3月15日(水)までに役場1階会議室で申告をしてください。（土日・祝日を除く）

月日	時間	申告対象自治会	申告会場	月日	時間	申告対象自治会	申告会場
2/20 (月)	9:30～11:30	郷東・市明	小行司分館	2/28 (火)	9:30～11:30	助政・井神・地家・蓮輪・浜城・泊団地・麻郷団地	麻郷公民館
	14:00～15:00	馬島	馬島集会所		13:30～15:30	旭・高塔・鳥越・八海	
2/21 (火)	9:30～11:30	戎ヶ下・尾津（東・中・西）・見田団地	麻里府公民館	3/1 (水)	9:30～11:30	宿井・新宿井（1・2）・石の口・吉井・城南・瓜迫	城南公民館
	13:30～15:30	中郷・上組			13:30～15:30	西山・葛岡・川西・大田	
2/22 (水)	9:30～11:30	竹尾・大国木・真殿・中西	西田布施公民館	3/2 (木)	9:00～11:30	天神・新町・本町・砂田・定井手・瀬戸	役場1階会議室
	13:30～15:30	岸田団地・西田布施・矢蔵			13:00～16:00	中央南・名倉・石迫・長田	
2/24 (金)	9:30～11:30	土井の内・塩坪・波野団地（北・南）雇用促進・上ゲ・八和田・配原・由免	東田布施公民館	3/3 (金)	9:00～11:30	波野市・祇園・寿・一本松・長合・国信	役場1階会議室
	13:30～15:30	大波野中・大波野上			13:00～16:00	御蔵戸・平田・木地・きじが丘	
2/27 (月)	9:30～11:30	奈良・竹重・三宅	麻郷福祉会館				
	13:30～15:30	新川・尾迫					

申告期間中（2月16日～3月15日）は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、以下の対応を実施します。申告をする人などの安心・安全を確保するためのやむを得ない措置でありますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

発熱や体調不良などの症状がある場合は、来庁をご遠慮ください。また、来庁する際には、**必ずマスクを着用し、申告会場への入場時には、手指消毒をするよう**お願いします。

申告会場への『入場人数』を制限します

申告期間中は、役場申告会場への入場人数を制限します。

なお、会場への入場は、申告をするご本人あるいは代理で申告をする人のみとし、**申告に直接関係のない人（ご自身は申告しない人）の入場はできません。**

※**入場制限により会場へすぐに入場できない場合があります**のでご了承ください。入場できなかった場合、会場外に待機場所はございません。

『収支内訳書』や『医療費控除の明細書』は事前に作成してください

申告をする人の会場内での待機時間をなるべく短くするためには、申告を円滑に行う必要があります。『**収支内訳書**』や『**医療費控除の明細書**』は、申告時に作成されていないと申告にかかる時間が長くなりますので、**必ず事前に作成していただき、申告が円滑に行えるようにしてください。**

◇**収支内訳書** 事業所得（農業・営業）や不動産所得などを申告する人が作成

◇**医療費控除の明細書** 医療費控除を申告する人が作成

※なお、事前に作成していない場合は、申告会場内に設けた作成用スペースにて、ご自身で作成していただいた後、申告を受付けます。

混雑を解消するためにご協力ください

①**役場1階会議室の申告会場については、例年、申告開始当初や各公民館などに職員が出向き自治会ごとの申告受付を行う期間（2月20日～3月3日）は大変混雑します。比較的混雑が少ない3月6日（月）以降に申告することをご検討ください。**

②申告会場は**午前中の方が混雑します**。時間を午後にずらすことをご検討ください。

③国税庁ホームページに開設されている『**確定申告書等作成コーナー**』を利用すれば、ご自宅のパソコンやスマートフォンで確定申告書を作成することができます。作成した申告書は印刷し、税務署へ郵送で提出できます。また、e-Taxを利用すれば、ご自宅から申告書を提出（電子申告）することができます。ぜひご利用ください。

◇**郵送送付先** 光税務署 〒743-8577 光市虹ヶ浜3-10-1

サイレンやJアラートが工事のため鳴らない期間があります

2月18日（土）～28日（火）の期間、町防災行政無線の更新工事のため、火災のサイレンやJアラートが鳴りません。工事期間は余裕を持った期間で、実質5日間程度で終了する予定です。ご理解とご協力をお願いします。

なお、火災発生の場合、光地区消防組合より町消防団幹部の携帯電話に直接、連絡が入りますので、ご安心ください。

◇**問合せ先** 総務課 ☎ 52-5802